

令和2年度 教育・保育給付認定現況届

本日、令和2年度 教育・保育給付認定現況届 (兼入所申込み書)を配布しました。

来年度、ご利用が予想されるところのみ配布しています。全児対象です。最近入園されたり、仕事が変わって就労証明書を出されたところも、来年度の書類ですの再度、提出です。

支給認定のしおりをよく読んで提出をお願いします。

受付期間○11月1日(金)~12月20日(金)

○11月1日前の受付はできません。(その場合には一旦お返しすることになります)

○受付の終了日は、令和2年3月1日までです。期限を過ぎると5月以降の入所になるのでご注意ください。

提出先 おおむたこども園、都城市保育課(本所)

但し、兄弟でも新規(4月からの入園)は、本年度から園ではなく、直接市保育課へ提出願います。

※下の書類を園に提出して下さい。(袋に入っていない書類がありましたら園にありますのでお知らせくださいね)

※新規が予想される家庭にはこちらの判断で新規の書類も入れています。

※記入漏れ、証明日の漏れ、印鑑漏れのないようお願いします。

【1号認定】受付…おおむたこども園 定員 15名

○継続(在園)→令和2年度 教育・保育給付認定現況届(兼入所申込書)・・・住所や園児、保護者名が印字されています。

★就労証明等提出の必要はありません。

【2号認定・3号認定】受付…おおむたこども園・市の保育課

○継続(在園)→令和2年度 教育・保育給付認定現況届(兼入所申込書)・・・住所や園児、保護者名が印字されています。

○保育が必要な要件の確認資料(就労証明書など)…しおりをご覧ください(父母の書類必要)
就労証明書…更新の有無が「更新無」の場合、その後の予定が求職活動であれば「③保育が必要な要件申立書」(求職要件用)の提出をお願いします。

※ 仕事を辞めていたことが判明した場合も「③保育が必要な要件申立書」(求職要件用)の提出になり、入所期限は1月末日で延長はできません。

○就労時間(月60~120時間または120時間以上であるか)を確認してください。

月60時間未満の場合は、保育園を利用できません。

★認定の変更がある場合、内容変更届が必要です。

★記入漏れのないように確認して下さい。すべての書類が揃い、もれのない方からの受付順番です。

☆現在仕事を辞めている、勤務内容が変わった、再就職したなどの場合は、園か市保育課へ。手続きが必要です。

☆不明点は、事務所まで…